

# 壬生町協働のまちづくり指針

栃木県 壬生町

令和元年10月策定

# 目 次

|                           |    |
|---------------------------|----|
| 第1章 協働のまちづくりの必要性と効果       |    |
| 1-1 協働のまちづくりの必要性 .....    | 1  |
| 1-2 協働のまちづくりの効果 .....     | 2  |
| 第2章 協働の現状と課題              |    |
| 2-1 協働の現状 .....           | 4  |
| 2-2 協働の課題 .....           | 5  |
| 第3章 協働のまちづくり              |    |
| 3-1 協働の定義 .....           | 7  |
| 3-2 協働のルール（基本原則） .....    | 7  |
| 3-3 協働の領域と手法 .....        | 8  |
| 3-4 協働の担い手と役割 .....       | 10 |
| 3-5 協働のまちづくりの分野 .....     | 13 |
| 第4章 協働のまちづくりの推進           |    |
| 4-1 協働のまちづくりの実現に向けて ..... | 15 |
| 4-2 円滑な推進に向けて .....       | 17 |

# 第1章 協働のまちづくりの必要性と効果

## 1-1 協働のまちづくりの必要性

### (1) 地域を取り巻く環境

もともと地域には、地域内で起こる身近な課題を自分たちで解決していく能力が備わっており、自治会などの地域住民組織が、自然と機能する結果となり、まちづくりの発展に大きく貢献してきました。

しかしながら現在は、少子高齢化、核家族化、情報化社会の発展、そして住民一人ひとりのライフスタイルの変化などにより、地域内で発生する課題は多様化するとともに高度化し、少しずつ地域の絆に亀裂を生じさせている状況にあり、これまでまちづくりの基盤となっていた自治会などの活動・運営に大きな支障をきたしている状況にあります。

### (2) 行政を取り巻く環境

経済の長期低迷の影響による税収の伸び悩み、超高齢化社会への進展に伴い右肩上がりに上昇を続ける扶助費の増加、そして情報社会の急激な進展に伴う個人情報保護に関する法令等が整備されたことにより、地域との連携協力体制に弊害が生じ、地域からの声や要望に対して迅速な対応ができない状況が生じ、現状の住民サービスを維持するのがやっとの状況となっております。

また、地方分権が進む現在、国から県、県から町へと分権が進み、町から町民への分権も必要となってきています。

### (3) これからのまちづくり

多発する自然災害の発生などで、安全安心に関する意識が高まり、また、本格的な高齢化・少子化社会到来に伴う人口減少・人手不足、急速に発展する情報化社会など想像を超えるスピードで社会情勢が変化しています。

地方分権の推進などにより、自治体の力量がますます問われる時代を迎える中、住民一人ひとりのライフスタイルも変化し、投げかけられる問題・課題も複雑かつ高度化しています。高い水準の住民サービスを維持しながら、様々な課題等へ迅速かつ的確に対応していくためには、これまでのような行政対応では限界が見えているのも事実です。

このようなことから、地域住民（個人・自治会などの地域づくり団体）、ボランティア団体やNPO法人などの町民活動団体、そして学校や企業など、自治体を構成する様々な主体が、それぞれの持てる力を十分に発揮しながら、「協働」という形で一体となってまちづくりに取り組んでいくことが必要となります。

## 1-2 協働のまちづくりの効果

協働のまちづくりを進めることにより得られる効果は、地域の特性や事業内容により多様ですが、一般的に次のような効果が考えられます。

### (1) 町民参画の促進と関心の喚起

「協働のまちづくり」を進めることによって、従来型の「行政が決めたことに町民が協力する」という町民参加から一歩進んで、「企画や計画から結果の評価まで全ての段階に対等に参加し協力してまちづくりに取り組む」という、町民等にとって能動的にまちづくりに関わる真の意味での町民参画型社会の形成が促進されます。

その結果、町民は活動結果を把握することが可能となり、次の活動を展開する意欲が高まるとともに、住民自治の進展につながり、町民主体のまちづくりへの参画が促進され、協働の担い手が拡大していくことが期待されます。

### (2) 町民生活の課題へのきめ細やかな対応

「協働のまちづくり」では、町民や活動団体の持つ地域性・専門性・先駆性・柔軟性・機動性などの特性を活かして、行政と一体となって、地域の課題解決に貢献することが期待できます。

その結果、通常の行政サービスでは十分に行き届かない分野でのサービスが向上し、多様化する住民ニーズや地域の課題、行政の不得手な課題の解決に向け、きめ細やか且つ的確に対応することが可能となります。

### (3) 地域の活性化や地域経済の持続及び発展

「協働のまちづくり」では、それぞれが“支える側”であり“支えられる側”であることを意識し合い活動することが重要です。

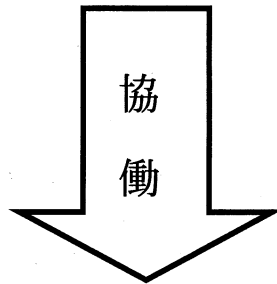
次代を担う若年層と豊富な経験・知識を持つ高齢者との世代間交流や、地域行事への参加、企業での職業体験など、多くの交流を図ることにより、人材の確保やPR機会の拡大、そして地域や地域経済が持続的・永続的に発展していくことが期待できます。

### (4) 行政の体質改善

「協働のまちづくり」を進めるためには、町民等と行政とがそれぞれの立場を踏まえながら、課題や目的を共有する必要があります。そのため、行政には情報公開を行うことが求められ、透明性の確保を高めることが重要となります。また、様々な立場の方々が、これまでにない新たな視点で行政の仕事を見つめることにより、行政が行う事務事業の必要性や役割について再検討が実施され、行政の体質改善の契機となることも期待できます。さらに、多くの町民等と協力して仕事をしていくことは、行政職員の意識改革を促し、縦割り行政の解消や業務の効率化につながることも期待できます。

## 【協働のまちづくりの必要性と効果】

| 社会背景・時代の要請                |
|---------------------------|
| ◆地方分権の進展・地域の特性を活かしたまちづくり  |
| ◆多様化する住民ニーズへの適切な対応        |
| ◆少子高齢社会への対応、人手不足への対応      |
| ◆町民等の社会参画意識の高まり、多様な担い手の出現 |
| ◆行政サービスの有限性・効率的な行財政運営の実施  |



| 項 目                | 町民等への効果  | 行政への効果   |
|--------------------|--|--|
| 町民参画の促進と関心の喚起      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・活動結果の具現化</li> <li>・社会参加意欲の向上と組織の強化</li> <li>・住民自治の進展</li> <li>・担い手の拡大</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民自治の進展</li> <li>・協働の担い手の確保、拡大</li> </ul>              |
| 町民生活の課題へのきめ細やかな対応  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特性や能力の発揮</li> <li>・活躍の場の拡大</li> <li>・課題に対する迅速な対応</li> </ul>                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・苦手分野の克服</li> <li>・きめ細やかなサービスの提供</li> </ul>             |
| 地域の活性化や地域経済の持続及び発展 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の活性化</li> <li>・地域経済の発展</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・持続可能なまちづくりの実現</li> </ul>                               |
| 行政の体質改善            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報や課題の共有促進</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・透明性の向上</li> <li>・職員の意識改革</li> <li>・縦割り行政の解消</li> </ul> |

## 第2章 協働の現状と課題

### 2-1 協働の現状

現在でも、行政の施策を効果的・効率的に推進するため、様々な形態で町民や町民活動団体・学校・企業等と連携が図られています。本町においても、町民等と行政が手を取り合って進めるまちづくりに取り組んできたところであり、防災対策や交通安全・防犯対策、子育て支援・高齢者福祉、環境美化やごみの分別など、町民等と連携・協力した「協働」の取り組みがなされているところです。また、町民が主体となって、環境保全・子どもたちの見守り・地域での居場所づくり・文化財の保全・伝統文化の継承など、多くの取り組みがなされており、その活動は高く評価されているところでもあります。

町民活動には大きく分けると地域の自治会やコミュニティ推進協議会が中心となって取り組んでいる地域づくり推進活動と、ボランティア団体・NPO法人・防犯や交通安全・環境問題など目的型団体等が中心となって取り組んでいる町民活動があります。これらの取り組みは、私たちが目指す「協働のまちづくり」の基礎となるものであり、大切に育んでいくべきものでもあります。協働が町全体を挙げた取り組みとして発展していくためには、これまで多くの先人や先輩たちが築きあげた土台をしっかりと守り、より大きな取り組みへと高め、壬生町の将来へつないでいくことが求められます。

現在、町内で組織されている自治会は81組織あり、平成30年度は約11,100世帯が加入（加入率70.4%）していますが、その加入率は年々減少傾向にあるものの県内市町平均加入率と同等の数字を維持しています。町内に活動の本拠を置くNPO法人は9団体（H31.1.1現在）であり、ここ数年増加はありません。平成26年4月には壬生町町民活動支援センター“みぶりん”がオープンし、開設5年目を迎えました。その具体的な役割は、①町民活動の普及啓発を図ること、②町民一人ひとりが活動の情報を得ることを通じて、仲間づくりをすること、③町民活動団体の自立、成長を支援すること、④町民や地域づくり推進団体、町民活動団体、NPO法人、企業、行政の協働を促進するためのネットワークを形成することです。現在登録団体、個人を合わせて約300団体（個人）となっており、協働のまちづくりの拠点として、町民の間に浸透してきたところです。今後、更なる“協働”の推進のため、その運営や機能を強化していく必要があります。

協働のまちづくりに向け、様々な取り組みは徐々に成果を結んでおりますが、協働についての正しい理解が十分に形成されていない状況でもあります。

## 2-2 協働の課題

### (1) 行政の課題

現在、多くの事務事業において計画段階から町民の意見を聴く機会を設けたり、公募委員の募集やパブリックコメントを実施するなどしておりますが、意見や委員への応募が多いという状況ではありません。町民に十分な情報提供をできていないことも考えられ、町民の声が行政施策に反映され、それを町民が知ることのできるよう情報共有の一層の推進に努めることが必要です。また、町民の参画を促進するために、客観的な基準等により、一定水準以上の計画や事業について、町民参画の手続きを必須化するなど、制度の整備・充実が必要です。

次に、職員の協働に対する理解不足という課題もあります。縦割りや前例踏襲主義など、行政のもたらす弊害として住民ニーズに的確に対応することができなくなるおそれがあります。また行政内部において情報共有が徹底されていない状況に陥らないよう留意するとともに、職員の協働に関する理解の促進と意識改革が急務です。

これら、情報提供・共有や行政改革・意識改革をより一層推進するとともに、行政組織の横の連携を強化し、町全体が一体的に機能する組織へ進化していくことが必要です。

### (2) 町民活動の課題

自立的で魅力ある地域コミュニティを支え、本格的な人口減少時代を迎える現在、これからの地域づくりを実践していくためには、町民一人ひとりが積極的に地域に関わり、地域や行政と協力してまちづくりに取り組んでいくことが重要です。このため、町民の側も意識改革を図るとともに、社会参加意識を醸成しながら、個人、地域づくり推進団体（自治会、コミュニティ推進協議会など）、NPO法人、ボランティア団体、学校、企業など多様な主体の社会参加を促し、課題解決や地域づくりに向けた町民と行政の協働のまちづくりを推進していくことが必要です。

また、本町においても、最も身近な地縁組織である「自治会」が重要な役割を果たしておりますが、自治会への加入率は年々減少傾向にあり、その活性化と時代に適合した組織の形成が求められています。また町内に2つあるコミュニティ推進協議会においても、これまで同様の活動を継続すると共に、魅力ある地域活動や地域の連帯感を強化する取り組みが望まれているところです。

一方、ボランティア活動など目的を持った団体に参加し活動している町民は増加の傾向にあり、活動分野も広がりを見せています。今後、現在行っている活動の新たな展開を図ることや、活動の中心を担う方が固定されている

状況において継続的な活動を確保していくためにも、新たなリーダーや担い手の育成が大きな課題であると言えます。各団体においては、将来を担う人材を育成するとともに、社会の要請に的確に対応した主体的で開かれた組織運営を確保することも求められています。

地域や町民活動団体が、その特性を十分に発揮できるよう、協働のあり方、進め方についての基本的なルールを確立し、それを支えていく行政の体制を整備していく必要もあります。



## 第3章 協働のまちづくり

### 3-1 協働の定義

今日、協働という言葉を目にし、使用することが多くなっています。協働というと、難しく複雑なイメージを連想してしまいがちですが、これから新しい取り組みを始めるといえることではありません。これまでも、「協働」によって様々な取り組みを行い、多くの成果を挙げてきました。具体的には、自分が暮らすこのまちが“こんなまちだったらいいな！”と考えた時に、そこで暮らす子どもからお年寄りまで全ての町民、また、ボランティア団体やNPO法人などの町民活動団体、学校、企業、行政が一体となり皆で考え、協力して様々な課題解決に向け取り組んでいくことです。

#### 協働の定義

町民、地域づくり推進団体（自治会、コミュニティ推進協議会等）、町民活動団体（ボランティア団体等）、NPO法人、学校、企業、行政がそれぞれに自立した主体として、まちづくりに対して共通の目的を持ち、互いの自主性を尊重し、良きパートナーとして心豊かで安心して暮らすことのできる地域づくりのために、連携・協力すること。

### 3-2 協働のルール（基本原則）

協働のまちづくりを進めるためには、以下に記載するようないくつかのルールが必要とされます。

#### （1）公正・公平性の確保

「協働のまちづくり」では協働のパートナーとなる町民団体等について、参画の機会が平等に提供されることが必要となります。前例や慣例によることなく、選考基準の明確化や透明性の確保をした手続きを経て、公平・公正に選ぶことが必要です。

#### （2）目的・情報の共有

「協働のまちづくり」では、どのような課題があり、何のために、どのような団体が協働するのかという目的や活動に必要な情報を共有することが大切です。また、透明性を確保するため、必要な情報を積極的に公開することも必要です。

### (3) 対等・相互補完の原則

「協働のまちづくり」では、全てのパートナーが対等で上下関係のないイコールパートナーであることが重要です。

個人の日常生活や身の周りで発生する問題は、まず自分や家庭で問題解決に努め（自助）、解決が図れなかった問題は地域の力で取り組み（共助）、個人・地域での解決が図れない場合においては行政が対処（公助）するなど、それぞれの関係において補完し、助け合うことが大切です。協働は支え合いによって成り立っていくことを、日頃より意識しておくことが必要です。

### (4) 自主性・主体性の尊重

「協働のまちづくり」では、参加を強いられたり、活動を押し付けられたりする事があるはいけません。また、お互いに自立した存在として役割分担や責任の所在等を明確にし、それぞれの自主性を尊重することが大切です。

### (5) 公益性の確保

「協働のまちづくり」では、その活動は公共的で町民に利益をもたらすものでなければなりません。

## 3-3 協働の領域と手法

### (1) 領域

町民等と行政との協働において、お互いの関係性（活動領域）は多様であることが想定されます。以下に領域と関係性の例を挙げますが、役割分担や責任の範囲の決め方など最適と決まった形があるわけではないので、個々の課題ごとに協働のパートナー同士の合意形成が必要となります。

|       |                                |
|-------|--------------------------------|
| ①町民主体 | 専ら町民の責任と主体性により行われるべき領域         |
| ②町民主導 | 町民の主体性の下に行政の協力によって行われるべき領域     |
| ③対等   | 市民と行政がそれぞれの主体性の下に協力して行われるべき領域  |
| ④行政主導 | 行政の主体性の下に町民の協力や参加を得ながら行われるべき領域 |
| ⑤行政主体 | 専ら行政の責任と主体性により行われるべき領域         |

## (2) 手法

協働のまちづくりを推進するにあたっては、協働の手法を整理し、仕組みづくりに取り組むことが大切です。以下に代表的な手法を記載します。

|                |   |
|----------------|---|
| ①共 催           | 事業を充実させるため、複数のパートナーが共同で主催者となり、対等に責任を持ち、連携しながら短期間の事業を行うこと                    |
| ②後 援           | 事業の信頼性を向上させるため、事業主体が実施する事業に対して他の主体の賛同を得、金銭的な負担を伴わずに、広報協力や情報提供等の支援を行うこと      |
| ③実行委員会<br>協議会  | 複数の担い手が構成員となり実行委員会や協議会などの新たな組織を設立し、主催者となって具体的な事業を実施すること                     |
| ④事業協力<br>協定    | 協働の担い手どうしで役割分担を行い、それぞれの特性を發揮しながら、一定期間、継続的に協力して事業を実施すること                     |
| ⑤補助・助成         | 協働の担い手が主体となり行う事業に対し、他の担い手が活動促進や自立支援などを目的に、補助金や助成金等の財政的な支援を行うこと              |
| ⑥委託            | 他の担い手が持つ優れた専門性、先駆性、柔軟性などの特性や能力を活かし、効率的に事業を実施するため、他の担い手に事業の全部または一部を委ねること     |
| ⑦情報提供<br>情報交換  | 情報収集を効果的に行うため、協働の担い手が把握している地域の課題や町民ニーズ等に関する情報を交換し、共有すること                    |
| ⑧計画等策定への<br>参画 | 町民ニーズを的確に把握するとともに、協働の担い手が持つ専門的な知識や経験・情報等を活かすため、委員会等に参加し、行政の施策等に対し意見や提案を行うこと |

### 3-4 協働の担い手と役割

#### (1) 町民

##### ①個人

###### 《地域活動への参加》

一人ひとりが地域に関心を持ち地域活動に自発的に参加することが必要です。

###### 《町民活動・社会貢献活動への参加》

自分の持つ知識や経験を活かし、町民活動やボランティア活動などの社会貢献活動に積極的に参加することが期待されます。

###### 《地域の連携推進》

地域の一員として、自治会やコミュニティ推進協議会など自分が暮らしている地域と積極的に関わり、役割を果たすことが求められます。

###### 《町民の意識改革》

一人ひとりの町民がまちづくりの主体であるという「住民自治」の意識を持ち、積極的にまちづくりに関わる必要があります。

###### 《情報の収集》

広報紙、ホームページ、SNSや交流の場を通じての情報収集や情報共有を行い、有効に活用することが必要です。

###### 《行政への提言》

行政サービス・公共サービスを向上させるため、パブリックコメントや意見募集の機会等で、ニーズを行政に提言していくことが必要です。

##### ②地域づくり推進団体（自治会・コミュニティ推進協議会など）

###### 《地域の中の組織づくり》

少子高齢化やライフスタイルの多様化などをふまえ、地域住民が参加しやすい環境づくりを進めるとともに、加入促進に努め、組織を充実・発展させていくことが必要です。

###### 《町民同士の交流》

町民同士が交流し、親睦を深める機会を提供することや、女性参加、世代間交流を促進し、次世代のまちづくりの担い手を育成することが求められます。

###### 《地域の課題解決》

防災、防犯、環境、福祉、子育て支援など地域の課題に対応し積極的に関わり、安全で安心なまちづくりを推進することが期待されます。

###### 《他団体との連携・ネットワークづくり》

自治会、コミュニティ推進協議会、社会福祉協議会、シニア会や育成会・子ども会等の各種団体が連携し、地域の課題を共有することで、課題の解決に向けた取り組みを進めることが必要です。

###### 《地域住民との情報共有》

地域課題の解決に向け、住民の持つ情報を収集し、把握するとともに、自治会・コミュニティ推進協議会等が持つ情報を積極的に発信し、共有することが必要です。

### ③町民活動団体（ボランティア団体等）・NPO法人

#### 《専門的知識や情報の活用》

各団体の設立目的に沿って、専門知識や情報、ノウハウ等を様々な機会に活用するとともに、専門性や機動性、独自性などの優れた特性を発揮し、社会的課題の解決に取り組むことが期待されます。

#### 《活動の場の提供》

現在行われている活動を大切に育み、自らの活動内容等を積極的に発信しながら、町民に活動の場を提供し、町民活動の促進拡大を図ることが期待されます。

#### 《他団体との連携・ネットワークづくり》

他団体とのネットワーク形成を図り、組織や活動内容をより充実させるとともに、より効果的なものに発展させていくことが必要です。

## (2) 中間支援組織（町民活動支援センター）

#### 《町民と行政のパイプ役及び団体の支援》

町民と行政の間に立ち、そのパイプ役を果たすとともに、中立的な立場から地域の相談役として機能し、町民活動を総合的に支援することが期待されます。

#### 《地域づくり団体と町民活動団体相互のコーディネート機能》

自治会やコミュニティ推進協議会等の地域づくり団体とNPO法人・ボランティア団体等の町民活動団体など、住民協働のまちづくりの担い手となる各団体相互のコーディネート機能を発揮することが求められます。

## (3) 学校

#### 《まちづくりへの参加》

学生や児童生徒に対して、地域づくりの活動やボランティアなどの町民活動に関する学習や実践の機会を積極的に提供し、理解を深めるとともに、まちづくりを担う人材を育成することが望まれます。

#### 《生涯学習の場の提供》

地域に開かれた学校として、住民ニーズに対応した公開講座や講演会などを開催し、町民に生涯学習の場を提供することが望まれます。

#### 《地域づくり推進団体・町民活動団体等や企業、行政との連携》

教育の場である学校の特性を活かし、地域づくり推進団体・町民活動団体や企業、行政など、様々な主体との連携を図ることが望まれます。

#### (4) 企業

##### 《まちづくりへの参加》

地域を構成する一員として、積極的にまちづくりに参加することが望まれます。

##### 《社会貢献活動のための環境づくり》

従業員が社会貢献活動に参加しやすい環境を整備していくことが期待されます。

##### 《地域活動、町民活動への支援》

地域活動や町民活動に対し、人材や資金などの支援を行うとともに、情報や技術を提供することが期待されます。

##### 《町政、施策への協力》

町政・施策を理解するとともに、その実現に向け積極的に協力することが期待されます。

#### (5) 行政

##### 《情報の提供・共有》

協働のまちづくりに関する情報を的確に把握し、必要に応じて情報を公開・提供し、情報を共有するとともに、対話の機会を充実させることが必要です。

##### 《協働の環境整備》

町民活動が促進されるよう、助成制度や人的支援、町民活動支援センター機能の充実、情報の共有化、組織のネットワーク構築など協働の環境整備を進めることが必要です。

##### 《参加機会の提供》

多くの町民が町の計画策定などの形成に関われるようにするため、様々な参加機会を提供することが必要です。

##### 《協働の啓発》

協働のまちづくりに対する町民意識を向上させるため、積極的なPRが必要で

##### 《人材の育成》

協働のまちづくりに必要な知識等を習得する機会を提供し、協働の担い手の発掘や人材の育成を支援することが必要です。

##### 《職員の意識改革》

職員一人ひとりの協働意識の向上を図るとともに、一緒にまちづくりをしていくという意識を持つよう、意識付けを深めることが必要です。

##### 《推進体制の整備》

行政が積極的に協働のまちづくりを推進するため、推進体制を整備することが必要です。

### 3-5 協働のまちづくりの分野

町民（個人・地域づくり推進団体・町民活動団体）、NPO法人、学校、企業、行政が緊密な連携を図りながら「協働のまちづくり」を推進することや、分野を横断した事業を展開していくことにより、更に相乗効果を上げていくことが可能となります。

以下に協働に適していると考えられる分野を例示します。本町においても、すでに協働で行われている事例も多くあります。

#### (1) 福祉・保健・医療

— 高齢者福祉、子育て、介護、医療、健康増進など地域福祉の充実に寄与する分野 —

##### 【事業例】

- ・ファミリーサポートセンター運営事業
- ・子育て支援センター運営事業
- ・健康長寿のまちづくり支援事業
- ・地域見守りネットワーク事業
- ・お達者サロン 等

#### (2) 地域安全・環境

— 防災、防犯、交通安全、食の安全など安心・安全なまちづくり、環境保全、地域緑化、地域美化、生活衛生、リサイクルなど、快適なまちづくりに寄与する分野 —

##### 【事業例】

- ・自主防災組織の結成
- ・消防団員確保対策事業
- ・防犯、交通安全運動
- ・資源ごみ回収、環境美化活動
- ・小規模公園の管理、花のまちづくり推進事業 等

#### (3) 地域振興・まちづくり

— 自治会・コミュニティ活動や行政計画づくり、地域活性化の各種イベントなど、地域振興や地域及び町全体のまちづくりに寄与する分野 —

##### 【事業例】

- ・いきいきふれあい応援事業
- ・コミュニティ活動推進事業
- ・壬力UPボランティア活動支援事業
- ・観光ガイドボランティア推進事業
- ・まちなか創生プロジェクト事業 等

#### (4) 教育・文化・スポーツ

学校教育、生涯学習、青少年育成、歴史・伝統、文化・芸術、スポーツ、男女共同参画、国際交流など、学習環境の向上や文化活動の充実に寄与する分野

**【事業例】**

- ・中学生及び青少年による地域参画推進事業
- ・ボランティアスクール（ふ.る.るMibu）の開催
- ・学校地域支援ボランティア推進事業、放課後こども教室事業
- ・中学生の職業体験事業：マイチャレンジ
- ・総合型地域スポーツクラブ運営事業
- ・国際交流推進事業 等



## 第4章 協働のまちづくりの推進

### 4-1 協働のまちづくりの実現に向けて

#### (1) 意識の改革

協働を促進するためには、町民及び行政職員をはじめ、まちづくりに関わる皆の意識を変え、積極的に協働を取り入れていくことが必要です。

例えば・・・

- 組織体制の強化や行政の横断的な機能を確立するなど、行政が協働を重視し、積極的に取り組んでいることを町民に明確な形で示す。
- 自治会や町民活動団体、行政職員向けの協働に関するマニュアルを策定し、協働に対し意識付けを行う。
- 町民のまちづくりへの参加意識の高揚を図るため、意向調査（アンケート）を実施する。

#### (2) 情報の公開と共有

協働の前提となる課題と目的を共有するため、必要な情報が適切に公開され、協働の担い手に共有されることが必要です。

例えば・・・

- 住民協働の事例集や手引書を作成し、協働による取り組みの具体的な成功事例を町民や団体に情報発信する。
- 出前講座や懇談会を開催し、町の課題や現状など、より一層の情報の提供を行う。

#### (3) 人材の育成・確保

本格的な人口減少社会を迎えた今、協働を担う人材を育成し、人と人とのつながりを重視し、住民協働の広がりや継続性を確保していくことが求められます。

例えば・・・

- 学生ボランティア等との活動連携や、小中学生を対象としたワークショップの開催など、児童・生徒や若い世代への協働に対する働きかけを強化する。
- 協働に積極的に取り組み、公共、公益に貢献する個人や団体を評価し、その活動を広く知らせ、協働の定着を図る。

#### (4) 町民活動の支援

協働のまちづくりを安定した取り組みとして発展させていくために、町民等の主体性と独立性を損なわないよう配慮しながら、行政からの支援を実施することが必要です。

例えば・・・

- 町民活動支援センター「みぶりん」の機能強化に務め、活動主体間や行政とのパイプ役となり、相談役として町民活動を総合的に支援する。
- 地域の課題を解決するための活動や町民の自主的活動を財政面で支援したり、また、その支援に町民の代表が審査し資金の使途を決定する。

#### (5) 協働を支える制度の整備

協働を推進するにあたり、取り組みの合理性、正当性などを担保するための制度の整備が必要です。

例えば・・・

- 広く町民等の意見を行政施策に反映できるよう、パブリックコメント制度を更に充実させていく。
- 公益性の高い町民活動に参加する場合にボランティア休暇を取得できる制度等を整備する。

#### (6) 町民活動の連携

協働の成熟に向けて、協働の主体、パートナー同士が情報交換をしながら交流し、連携を密に図ることが必要です。

例えば・・・

- 町民活動や住民協働に関する情報をデータベース化し、活動主体で情報共有を図る。
- ボランティア活動や公益活動をしている人、これからしようと思っている人、支援を求めている人とをマッチングさせる。  
⇒町民活動支援センター「みぶりん」の活用

## 4-2 円滑な推進に向けて

### (1) 段階的な推進

ここまで、協働の基本原則やまちづくりの手法、担い手の役割など、協働を推進していく上での基本理念を示してきましたが、一度にすべてを進めようとするものではありません。それぞれの個人や団体の自主性や成熟度に合わせ、以下の様に段階的に実行していくことが必要です。

#### 【第1段階……協働のきっかけづくり】

最初の段階では、町民等が協働のまちづくりに取り組むきっかけづくりをすることが必要です。町民等や町民活動団体の足もとを固める施策や、活動拠点の整備を進めるとともに、町民等との接点及び責任の所在等を明確にします。さらに、情報の一元化を図ることにより、関連施策等への展開性を確保するとともに、行政の体質改善を進めていきます。

#### 【第2段階……協働の基盤強化】

次の段階では、協働のまちづくりの基盤を強化するための施策を中心に展開します。町民活動の組織化やネットワークの強化、多くの町民、団体、企業等が町民活動に参画いただけるよう、働きかけを行います。

壬生町町民活動支援センター「みぶりん」を中心に、各団体等への支援とそれぞれの結びつきの強化を図ります。

これらにより、町民等、行政が理解し合い、対等の関係で支え合う環境が形成されることを目指します。

#### 【第3段階……成熟した住民協働社会の形成】

最終段階では、町民の公益活動を多くの主体が支える相互支援を基礎とする協働のまちづくりに向けた取り組みの促進を目指します。本来、町民活動と行政とは、お互いに対等な役割と責任を共有するパートナーとして、共にまちづくりを進める関係にあるべきであり、行政による町民等への干渉をすべきではありません。

協働のまちづくりを着実に進めることにより、町民同士が自ら支え合う、本当の意味での成熟した住民協働社会が実現します。

### (2) 評価の実施

協働のまちづくりは、パートナー間の情報共有が前提であり、そこから生まれる信頼関係を基礎として、多方面から労力・情報・資金などを持ち寄り、次のような手順で実行・評価をしていく必要があります。

①課題の発見 ⇒ ②協議・計画 ⇒ ③実行 ⇒  
④評価 ⇒ ⑤見直し・改善 ⇒ ⑥次の課題の発見

この手順の中で特に重要なのが「④評価」の実施です。  
協働で実施した結果やその成果をパートナー同士で検証し、よりよい方向に展開していくための方策等を考えることや、広く町民等に公表し評価を受けることにより、次に取り組むべき課題の解決に向けたステップアップが期待できます。

### (3) 指針の見直し

この指針は、協働の担い手が共通の拠り所とするものであることから、社会情勢の変化や町民生活の動向、実施した協働の結果、評価等を踏まえ、町民等と行政が対等の立場で継続的に見直しを行い、実情に適合したものとしておくことにより、協働のまちづくりの一層の充実を図ります。